

## 大月市販路拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自社製品の販路拡大及び販売促進を図るため、商談会、展示会又は見本市（以下「商談会等」という。）に出展する市内の中小企業者に対し、市が予算の範囲内で大月市販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業者であって、個人にあつては次の各号のいずれにも該当するものとし、法人にあつては第1号及び第2号に該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、当該事業所において同一の事業を1年以上継続して営んでいる者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 1年以上市内に住所を有する者であること。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる商談会等（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 申請年度に開催される市外の商談会等で、補助事業者以外の者が開催するものであること。
- (2) 常設の商談会等でないこと。
- (3) 補助事業者が出展する商談会等であること。
- (4) 補助事業者がこの要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出展する商談会等でないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業に係る経費のうち次に掲げる費用とする。

- (1) 会場使用料、小間料金等会場の使用に係る費用
- (2) 展示装飾に係る費用
- (3) 出展物の輸送に係る費用
- (4) 旅費 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費で、1名分とする。

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、50,000円を限度とする。ただし、商談会等の開催が県内の場合は、30,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、当該年度内において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、商談会等の開催日の20日前までに大月市販路拡大支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 開催要項等商談会等の内容を定めた書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定し、大月市販路拡大支援事業補助金交付決定(不交付)通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 補助事業者は、交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大月市販路拡大支援事業補助金交付変更申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)に変更内容が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更(補助金交付決定額に変更のない場合をいう。)で市長が認めるものについては、この限りでない。

(補助金の変更交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定し、大月市販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助の対象となる商談会等が終了したときは、速やかに大月市販路拡大支援事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 領収書の写し等補助対象経費を証する書類
- (3) 出展の様子が分かる写真

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、補助金の額を確定し、大月市販路拡大支援事業補助金交付確定通知書(様式第9号。以下「補助金確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、大月市販路拡大支援事業補助金交付請求書(様式第10号)に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める理由があったとき。

2 前項の規定に該当する補助事業者で、やむを得ない特別な事情があると市長が認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助事業者は、報告等を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第16条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

補助事業者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

大月市販路拡大支援事業補助金交付申請書

大月市販路拡大支援事業補助金の交付を受けたいので、大月市販路拡大支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金の名称 大月市販路拡大支援事業補助金
- 2 商談会等開催日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 金 円

（添付資料）

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・市税等の納税証明書
- ・開催要項等商談会等の内容を定めた書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 出展の目的	
2 出展商談会等の名称	
3 出展商談会等の会場	
4 開催日または期間	
5 出展予定者数	
6 出展商談会等の主催者	
7 出展品目の概要	
8 その他	

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
自己資金		
補助金		大月市補助金
合計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
会場使用料 （小間料）		
展示装飾費		
出展物の運搬 費		
旅費		
合計		

※ 補助金の額は、補助対象経費（支出の部合計額）の2分の1とし、1,000円未満の額については、切り捨てて計算してください。

（上限 県外50,000円、県内30,000円）

（旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費で、1名分とする。）

様式第4号（第8条関係）

大月市指令第 号  
年 月 日

（あて先）  
補助事業者

大月市長 印

大月市販路拡大支援事業補助金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付けで申請のあった大月市販路拡大支援事業補助金については、大月市販路拡大支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 補助金の名称 大月市販路拡大支援事業補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
  - (1) 大月市販路拡大支援事業補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
  - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
  - (3) 交付申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 4 不交付の理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

補助事業者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

大月市販路拡大支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け大月市指令第 号で交付決定を受けた大月市  
販路拡大支援事業補助金について、申請の内容を変更したいので、大月市販路  
拡大支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付変更申請額 金 円
- 2 変更事項
- 3 変更理由
- 4 添付書類
  - (1) 変更後の事業計画書（様式第2号に準ずる）
  - (2) 変更後の収支予算書（様式第3号に準ずる）



様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

補助事業者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

大月市販路拡大支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け大月市指令第 号で交付決定を受けた大月市  
販路拡大支援事業補助金について、商談会等に出展したので、大月市販路拡大  
支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 出展商談会等の名称	
2 開催日または期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 引き合い件数	件
4 契約件数	件
5 小間立ち寄り人数	延べ 人
6 出展を終えて、手応え や今後の課題等を記載 してください。	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 領収書等の写し（経費を証する書類） <input type="checkbox"/> 出展の様子が分かる写真（数枚程度）

様式第8号（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	決 算 額	備 考
自己資金		
補助金		大月市補助金
合計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
会場使用料 （小間料）		
展示装飾費		
出展物の運搬費		
旅費		
合計		

※ 補助金の額は、補助対象経費（支出の部合計額）の2分の1とし、1,000円未満の額については、切り捨てて計算してください。

（上限 県外50,000円、県内30,000円）

（旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費で、1名分とする。）

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）  
補助事業者

大月市長 印

大月市販路拡大支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大月市販路拡大支援事業補助金について、補助金の額が確定したので、大月市販路拡大支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	大月市指令第 号
交付年度	年度
補助金の交付決定金額	円
補助対象金額	円
補助金の交付確定金額	円

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）  
大月市長

補助事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

大月市販路拡大支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け大月市指令第 号で交付確定通知のあった大月市販路拡大支援事業補助金について、大月市販路拡大支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

補助金の振込先

金融機関名	
本・支店名	
種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	